

山口県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		8.7E-3	3.4E-1	2.1E+1	21.2
64	エトフェンプロックス	2.1E+1	6.7E+0	2.1E+1	1.9E+1	67.0
117	テブコナゾール				2.6E+0	2.6
139	トラロメトリン			3.3E+0	1.7E+0	5.0
140	フェンプロパトリン			2.5E+0		2.5
153	テトラメトリン	1.9E+2	8.3E+0	2.0E+2	8.6E-2	401.2
181	ジクロロベンゼン	4.2E+2	1.9E+2			606.6
225	トリクロルホン		6.6E+0			6.6
251	フェニトロチオン		1.3E+2	3.0E+0		133.0
252	フェンチオン	4.7E+0	5.2E+1	4.7E+0		61.5
256	デカン酸				2.1E+0	2.1
350	ペルメトリン	4.2E+1	3.8E+1	2.8E+1	4.8E+1	156.4
405	ほう素化合物		1.0E-1	4.8E+1	1.7E+0	50.2
427	カルバリル			1.6E+2		159.4
428	フェノプカルブ			1.6E+1	1.2E+2	139.9
457	ジクロルボス	8.2E+1	5.9E+2			667.5
合 計		7.6E+2	1.0E+3	4.9E+2	2.2E+2	2482.7

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等